

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7190835号
(P7190835)

(45)発行日 令和4年12月16日(2022.12.16)

(24)登録日 令和4年12月8日(2022.12.8)

(51)国際特許分類	F I
A 0 1 K 89/01 (2006.01)	A 0 1 K 89/01 Z
A 0 1 K 89/015 (2006.01)	A 0 1 K 89/015 Z
A 0 1 K 97/06 (2006.01)	A 0 1 K 97/06

請求項の数 8 (全14頁)

(21)出願番号	特願2018-136408(P2018-136408)	(73)特許権者	000002439 株式会社シマノ 大阪府堺市堺区老松町3丁7番地
(22)出願日	平成30年7月20日(2018.7.20)	(74)代理人	100095407 弁理士 木村 満
(65)公開番号	特開2020-10658(P2020-10658A)	(74)代理人	100131152 弁理士 八島 耕司
(43)公開日	令和2年1月23日(2020.1.23)	(74)代理人	100174573 弁理士 大坂 知美
審査請求日	令和3年5月27日(2021.5.27)	(72)発明者	楠田 周 大阪府堺市堺区老松町3丁7番地 株 株式会社シマノ内
		審査官	吉田 英一

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 フックキーパーおよび魚釣り用リール

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

魚釣り用リールに装着可能であり、係止部および保持部を備えるフックキーパーであつて、

前記係止部は、

前記係止部を貫通する穴と、前記穴から前記係止部の外側面まで貫通し、かつ、前記穴の中心軸方向の前記係止部の一方の端面から他方の端面に到るスリットと、が形成され、

前記保持部は、

前記係止部を保持し、前記保持部を魚釣り用リールに装着可能な接合部を有し、

前記穴の中心軸方向の前記係止部の前記一方の端面の前記スリットの中心と前記他方の端面の前記スリットの中心とを結ぶ線が、前記穴の中心軸に対してねじれの位置にある、
フックキーパー。

10

【請求項2】

前記保持部は、前記係止部を、前記保持部に対して、前記穴の中心軸と交わる軸の周りに回転可能に支持する、請求項1に記載のフックキーパー。

【請求項3】

魚釣り用リールであつて、

リール本体と、

前記リール本体に支持され、釣り糸が巻回されるスプールと、

前記リール本体に回転可能に支持され、前記スプールに釣り糸を巻回する巻回機構を構

20

成する駆動軸と、

前記駆動軸の一端に装着され、前記駆動軸を回転させるハンドルと、

請求項 1 または 2 に記載のフックキーパーと、

備え、

前記フックキーパーは、前記保持部が有する前記接合部で、前記リール本体または前記ハンドルに装着される、魚釣り用リール。

【請求項 4】

前記ハンドルは、

前記駆動軸の一端に装着される装着部と、

前記装着部から、前記駆動軸に交わる方向に延びるハンドルアームと、

前記ハンドルアームの先端部から前記駆動軸に平行な方向に延びる把手軸と、

前記把手軸に回転可能に装着されるハンドル把手と、

を有し、

前記フックキーパーは、前記保持部が有する前記接合部で、前記ハンドル把手に装着される、

請求項 3 に記載の魚釣り用リール。

【請求項 5】

前記魚釣り用リールは、スピニングリールであって、

前記リール本体は、前記駆動軸の他端を支持する第 1 支持部を有し、

前記フックキーパーは、前記保持部が有する前記接合部で、前記リール本体に装着されて、前記第 1 支持部の少なくとも一部を覆う、請求項 3 に記載の魚釣り用リール。

【請求項 6】

前記魚釣り用リールは、スピニングリールであって、

前記リール本体は、

前記駆動軸の他端を支持する第 1 支持部と、

前記第 1 支持部の少なくとも一部を覆い、前記第 1 支持部から離れる方向に延びる延伸部を有するリールスタンドと、

を有し、

前記フックキーパーは、前記保持部が有する前記接合部で、前記延伸部の先端部に装着される、請求項 3 に記載の魚釣り用リール。

【請求項 7】

前記魚釣り用リールは、両軸受けリールであって、

前記リール本体は、前記駆動軸の一端を支持する第 2 支持部を有し、

前記フックキーパーは、前記保持部が有する前記接合部で、前記リール本体に装着されて、前記第 2 支持部の少なくとも一部を覆う、請求項 3 に記載の魚釣り用リール。

【請求項 8】

前記魚釣り用リールは、両軸受けリールであって、

前記ハンドルは、

前記駆動軸の一端に装着される装着部と、

前記装着部から、前記駆動軸に交わる方向に延びるハンドルアームと、

前記ハンドルアームの先端部から前記駆動軸に平行な方向に延びる把手軸と、

前記把手軸に回転可能に装着されるハンドル把手と、

を有し、

前記フックキーパーは、前記保持部が有する前記接合部で、前記装着部に装着される、請求項 3 に記載の魚釣り用リール。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、フックキーパーおよび魚釣り用リールに関する。

【背景技術】

10

20

30

40

50

【 0 0 0 2 】

魚釣りにおいて、ポイントを移動したり釣り竿を替えたりするときに、魚釣り用リールを用いた釣り竿に仕掛けを付けたまま、持ち歩いたり置いたりする場合がある。このような場合、竿先から先の釣り糸の部分が固定されていないと自由に動いてしまい、釣り針が衣服に引っかかったり、仕掛けによってリール本体が損傷したり、釣り糸が絡んだりすることがある。これを防止するため、魚釣り用リールに装着され、釣り針を係止することができるフックキーパーがある。例えば、特許文献1に記載のスピニングリールは、リール本体のハンドルの駆動軸上のハンドルが装着されない側に、釣り針係止部を有するフックキーパーが外方へ向けて設けられている。

【先行技術文献】

10

【特許文献】

【 0 0 0 3 】

【文献】特開2010-172298号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 4 】

特許文献1に記載のフックキーパーは、釣り針係止部が環状になっているため、針先のないオフセットフックの場合は係止できない。また、ダウンショットリグの場合は、釣り針だけを固定しても、その先のシンカーは固定されないため、シンカーによってリール本体が損傷したり、釣り糸が絡んだりする問題は解消されない。

20

【 0 0 0 5 】

本発明は、上述の問題を解決するためになされたものであって、魚釣り用リールにおいて、針先の出ている釣り針だけでなく、オフセットフックおよびシンカーも係止できるフックキーパーを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 6 】

本発明の第1の観点に係るフックキーパーは、魚釣り用リールに装着可能であり、係止部および保持部を備えるフックキーパーであって、係止部は、係止部を貫通する穴と、穴から係止部の外側面まで貫通し、かつ、穴の中心軸方向の係止部の一方の端面から他方の端面に到るスリットと、が形成され、保持部は、係止部を保持し、保持部を魚釣り用リールに装着可能な接合部を有し、穴の中心軸方向の係止部の一方の端面のスリットの中心と他方の端面のスリットの中心とを結ぶ線が、穴の中心軸に対してねじれの位置にある。

30

【 0 0 0 8 】

さらに好ましくは、保持部は、係止部を、保持部に対して、穴の中心軸と交わる軸の周りに回転可能に支持する。

【 0 0 0 9 】

本発明の第2の観点に係る魚釣り用リールは、リール本体と、リール本体に支持され、釣り糸が巻回されるスプールと、リール本体に回転可能に支持され、スプールに釣り糸を巻回する巻回機構を構成する駆動軸と、駆動軸の一端に装着され、駆動軸を回転させるハンドルと、第1の観点に係るフックキーパーと、備え、フックキーパーは、保持部が有する接合部で、リール本体またはハンドルに装着される。

40

【 0 0 1 0 】

好ましくは、ハンドルは、駆動軸の一端に装着される装着部と、装着部から、駆動軸に交わる方向に延びるハンドルアームと、ハンドルアームの先端部から駆動軸に平行な方向に延びる把手軸と、把手軸に回転可能に装着されるハンドル把手と、を有し、フックキーパーは、保持部が有する接合部で、ハンドル把手に装着される。

【 0 0 1 1 】

好ましくは、魚釣り用リールは、スピニングリールであって、リール本体は、駆動軸の他端を支持する第1支持部を有し、フックキーパーは、保持部が有する接合部で、リール本体に装着されて、第1支持部の少なくとも一部を覆う。

50

【 0 0 1 2 】

あるいは、魚釣り用リールは、スピニングリールであって、リール本体は、駆動軸の他端を支持する第 1 支持部と、第 1 支持部の少なくとも一部を覆い、第 1 支持部から離れる方向に伸びる延伸部を有するリールスタンドと、を有し、フックキーパーは、保持部が有する接合部で、延伸部の先端部に装着されてもよい。

【 0 0 1 3 】

好ましくは、魚釣り用リールは、両軸受けリールであって、リール本体は、駆動軸の一端を支持する第 2 支持部を有し、フックキーパーは、保持部が有する接合部で、リール本体に装着されて、第 2 支持部の少なくとも一部を覆う。

【 0 0 1 4 】

あるいは、魚釣り用リールは、両軸受けリールであって、ハンドルは、駆動軸の一端に装着される装着部と、装着部から、駆動軸に交わる方向に伸びるハンドルアームと、ハンドルアームの先端部から駆動軸に平行な方向に伸びる把手軸と、把手軸に回転可能に装着されるハンドル把手と、を有し、フックキーパーは、保持部が有する接合部で、装着部に装着されてもよい。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 5 】

本発明によれば、針先の出ている釣り針だけでなく、オフセットフックおよびシンカーも係止できる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 6 】

【 図 1 】 本発明の実施の形態 1 に係る魚釣り用リールの側面図

【 図 2 】 実施の形態 1 に係る魚釣り用リールの背面図

【 図 3 】 実施の形態 1 に係るフックキーパーの斜視図

【 図 4 】 実施の形態 1 に係るフックキーパーの正面図

【 図 5 】 実施の形態 1 に係るフックキーパーにオフセットフックを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図

【 図 6 】 実施の形態 1 に係るフックキーパーにシンカーを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図

【 図 7 】 実施の形態 1 に係る回転可能なフックキーパーを装着した魚釣り用リールの斜視図

【 図 8 】 実施の形態 1 に係るフックキーパーをリールスタンドに装着した魚釣り用リールの斜視図

【 図 9 】 実施の形態 1 に係るリールスタンドに装着したフックキーパーにシンカーを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図

【 図 1 0 】 本発明の実施の形態 2 に係るフックキーパーの斜視図

【 図 1 1 】 実施の形態 2 に係る魚釣り用リールの斜視図

【 図 1 2 】 実施の形態 2 に係るフックキーパーにオフセットフックを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図

【 図 1 3 】 本発明の実施の形態 3 に係るフックキーパーの斜視図

【 図 1 4 】 実施の形態 3 に係る魚釣り用リールの斜視図

【 図 1 5 】 実施の形態 3 に係るフックキーパーにシンカーを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 1 7 】

以下、本発明の実施の形態に係るフックキーパーおよび魚釣り用リールについて図面を参照して詳細に説明する。なお図中、同一または同等の部分には同一の符号を付す。

【 0 0 1 8 】

実施の形態 1 .

図 1 は、本発明の実施の形態 1 に係る魚釣り用リールの側面図である。実施の形態 1 の魚釣り用リールはスピニングリール 1 0 0 である。スピニングリール 1 0 0 は、図 1 に示すよ

10

20

30

40

50

うに釣り竿 R に取り付けられる。スピニングリール 100 は、釣り竿 R の長手方向（図 1 の左右方向）に沿った軸回りに釣り糸を巻き取るリールであって、リール本体 110 と、ハンドル 120 と、スプール 130 と、ロータ 140 と、ベールアーム 150 と、を備える。

【0019】

リール本体 110 は、ハンドル 120 の回転を受けて、ロータ 140 をリール本体 110 に対して回転させながらスプール 130 をリール本体 110 に対して前後に移動させる巻回機構を有する。スプール 130 には、釣り糸が巻かれる。

【0020】

ハンドル 120 は、リール本体 110 に回転可能に支持される駆動軸 160 の一端に装着される。駆動軸 160 は、巻回機構を構成する部材である。ハンドル 120 は、駆動軸 160 の一端に装着される装着部 121 と、装着部 121 から駆動軸 160 に交わる方向に延びるハンドルアーム 122 と、ハンドルアーム 122 の先端部から駆動軸 160 に平行な方向に延びる把手軸に回転可能に装着されるハンドル把手 123 と、を有する。

10

【0021】

ベールアーム 150 は、ロータ 140 に取り付けられ、釣り糸を案内するベール 151 を支持する。ベールアーム 150 は、ロータ 140 とともにリール本体 110 に対して回転する。

【0022】

図 2 は、実施の形態 1 に係る魚釣り用リールの背面図である。リール本体 110 の左右両側には、ハンドル 120 が着脱可能に装着される駆動軸 160 の一端を支持する支持部 111 a と他端を支持する支持部 111 b とが形成されている。ハンドル 120 は、ユーザの好みにより駆動軸 160 の左右のいずれかの端に装着可能であり、図 2 では支持部 111 a の側に装着されている。スピニングリール 100 は、ハンドル 120 が装着されていない支持部 111 b に、フックキーパー 3 が装着されている。図 2 の例では、支持部 111 b が、本発明における第 1 支持部である。ハンドル 120 が支持部 111 b の側に装着されている場合には、支持部 111 a が、本発明における第 1 支持部である。

20

【0023】

図 3 は、実施の形態 1 に係るフックキーパーの斜視図である。フックキーパー 3 は、穴 311 およびスリット 312 が形成された係止部 31 と、係止部 31 を保持し、接合部 321 を有する保持部 32 と、を備えている。穴 311 は、係止部 31 を貫通する。スリット 312 は、穴 311 から係止部 31 の外側面まで貫通し、かつ、穴 311 の中心軸方向の係止部 31 の一方の端面 S1 から他方の端面 S2 に到る。フックキーパー 3 は、保持部 32 の接合部 321 で魚釣り用リールに装着可能である。

30

【0024】

フックキーパー 3 に、オフセットフックを含む釣り針を係止する場合、釣り針のシャンクまたはベンドをスリット 312 に通して穴 311 の中に押し込んで係止する。スリット 312 は、釣り針のシャンクおよびベンドの太さよりも広い幅で形成されており、穴 311 は、スリット 312 の幅よりも広い直径で形成されている。針先の出ている釣り針を係止する場合には、針先を穴 311 の周縁の係止部 31 に引っかけてもよい。

40

【0025】

フックキーパー 3 に、シンカーを係止する場合、釣り糸をスリット 312 に通して穴 311 の中に押し込む。穴 311 は、シンカーの幅よりも狭い直径で形成されており、シンカーは、穴 311 の外に係止される。このとき、穴 311 の直径がシンカーのアイの幅よりも広い場合は、シンカーのアイのみが穴 311 の中に収容される。

【0026】

図 4 は、実施の形態 1 に係るフックキーパーの正面図である。フックキーパー 3 は、穴 311 の中心軸方向の係止部 31 の一方の端面 S1 のスリット 312 の中心と他方の端面 S2 のスリット 312 の中心とを結ぶ線 L が、穴 311 の中心軸 A に対してねじれの位置にある。このように、穴 311 およびスリット 312 を形成することで、フックキーパー

50

3に係止された釣り針やシンカーが外れにくくなる。

【0027】

図5は、実施の形態1に係るフックキーパーにオフセットフックを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図である。フックキーパー3にオフセットフック4を係止する場合、釣り糸6の先に装着されたオフセットフック4のシャンク41またはベンド42をスリット312に通し、穴311に係止する。スリット312は、シャンク41およびベンド42の太さよりも広い幅で形成されている。図5の例では、釣り糸6の張力により、オフセットフック4のベンド42が穴311に引っかかって、オフセットフック4が係止されている。

【0028】

図6は、実施の形態1に係るフックキーパーにシンカーを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図である。フックキーパー3にシンカー5を係止する場合、釣り糸6をスリット312に通し、シンカー5を穴311に係止する。図6の例では、穴311の直径がシンカー5のアイ51の幅よりも広いので、アイ51のみが穴311の中に収容された状態で、シンカー5が係止されている。

【0029】

図7は、実施の形態1に係る回転可能なフックキーパーを装着した魚釣り用リールの斜視図である。フックキーパー3の保持部32は、係止部31を、保持部32に対して穴311の中心軸と交わる軸の周りに回転可能に支持してもよい。これにより、ユーザが釣り針や釣り糸をスリット312に通しやすい角度にすることができる。また、釣り針やシンカーを係止した状態で、係止部31を、釣り糸を引っ張る方向に回転させると、釣り糸の張力を大きくすることができるので釣り針やシンカーが外れにくくなる。図7の例では、保持部32は、係止部31を、保持部32に対して穴311の中心軸と垂直に交わる軸の周り(図中、矢印Aの方向)に回転可能に支持しているが、これに限らず、保持部32は、係止部31を、保持部32に対して穴311の中心軸と斜めに交わる軸の周りに回転可能に支持してもよい。

【0030】

図8は、実施の形態1に係るフックキーパーをリールスタンドに装着した魚釣り用リールの斜視図である。リール本体110は、支持部111bに装着され支持部111bから離れる方向に伸びる延伸部を有するリールスタンド112を備える。フックキーパー3は、保持部32の接合部321で、リールスタンド112の延伸部の先端部に装着される。図8の例では、リールスタンド112の延伸部は、駆動軸の軸方向にまっすぐ伸びているが、これに限らず、リールスタンド112の延伸部は、支持部111bから離れる方向であれば、駆動軸の軸方向に対して斜めに伸びていてもよいし、湾曲して伸びていてもよい。

【0031】

図9は、実施の形態1に係るリールスタンドに装着したフックキーパーにシンカーを係止した例を示す魚釣り用リールの斜視図である。リールスタンド112の延伸部の先端部に装着したフックキーパー3にシンカー5を係止した場合、図6に示した、支持部111bに装着したフックキーパー3にシンカー5を係止した場合よりも、釣り糸6がリール本体110から離れる。軌跡Tは、ロータ140およびベールアーム150が回転したときのベール151の軌跡である。

【0032】

図9に示すように、リールスタンド112の延伸部の先端部に装着したフックキーパー3にシンカー5を係止すると、ベール151が支持部111b側にある状態で止まっていたとしても、釣り糸6とベール151とが干渉しない。図9では、リールスタンド112の延伸部の先端部に装着したフックキーパー3にシンカー5を係止した場合の例を示したが、オフセットフックを含む釣り針を係止した場合も、同様に釣り糸6とベール151とが干渉しない。

【0033】

リールスタンド112の延伸部の先端部に装着したフックキーパー3についても、保持

10

20

30

40

50

部 3 2 が、係止部 3 1 を、保持部 3 2 に対して穴 3 1 1 の中心軸と交わる軸の周りに回転可能に支持してもよい。

【 0 0 3 4 】

実施の形態 2 .

図 1 0 は、本発明の実施の形態 2 に係るフックキーパーの斜視図である。実施の形態 2 では、フックキーパー 3 を魚釣用リールのハンドル装着部に装着する。実施の形態 2 のフックキーパー 3 は、実施の形態 1 のフックキーパー 3 と、主に保持部 3 2 の形状が異なる。

【 0 0 3 5 】

図 1 0 の例では、保持部 3 2 は、ハンドルアームを駆動軸に締結するナットを固定するリテーナーの形状で形成されている。フックキーパー 3 は、保持部 3 2 の接合部 3 2 1 の穴 H 1 にハンドルアームを駆動軸に締結するナットを嵌合し、穴 H 2 に固定用ビスを挿通して締め付けることによって、ナットを固定する。実施の形態 1 と同様に、フックキーパー 3 は、穴 3 1 1 の中心軸方向の係止部 3 1 の一方の端面のスリット 3 1 2 の中心と他方の端面のスリット 3 1 2 の中心とを結ぶ線が、穴 3 1 1 の中心軸に対してねじれの位置にある。

【 0 0 3 6 】

図 1 1 は、実施の形態 2 に係る魚釣用リールの斜視図である。実施の形態 2 の魚釣用リールは両軸受けリール 2 0 0 である。両軸受けリール 2 0 0 は、図 1 1 に向かって左手前側が釣り竿の先端（前方）に向かうように、釣り竿に取り付けられる。両軸受けリール 2 0 0 は、リール本体 2 1 0 と、リール本体 2 1 0 の側方に配置されたハンドル 2 2 0 と、リール本体 2 1 0 に回転可能に支持されたスプール 2 3 0 と、ハンドル 2 2 0 のリール本体 2 1 0 側に配置されたドラッグ調整用のスタードラッグ 2 4 0 と、を備える。

【 0 0 3 7 】

リール本体 2 1 0 は、ハンドル 2 2 0 の回転を受けて、スプール 2 3 0 を回転させ、スプール 2 3 0 に釣り糸を巻き取る巻回機構を有する。ハンドル 2 2 0 は、リール本体 2 1 0 に回転可能に支持される駆動軸の一端に装着される。駆動軸は、巻回機構を構成する部材である。ハンドル 2 2 0 は、駆動軸の一端に装着される装着部 2 2 1 と、装着部 2 2 1 から駆動軸に交わる方向に延びるハンドルアーム 2 2 2 と、ハンドルアーム 2 2 2 の先端部から駆動軸に平行な方向に延びる把手軸に回転可能に装着される一対のハンドル把手 2 2 3 a およびハンドル把手 2 2 3 b と、を有する（ハンドル把手 2 2 3 b は図示せず）。

【 0 0 3 8 】

リール本体 2 1 0 の側方には、ハンドル 2 2 0 が装着される駆動軸の一端を支持する支持部 2 1 1 が形成されている。ハンドル 2 2 0 は、支持部 2 1 1 が支持する動軸の一端に、装着部 2 2 1 で装着される。支持部 2 1 1 は、本発明における第 2 支持部である。フックキーパー 3 は、装着部 2 2 1 にリテーナーとして装着されている。図 1 1 に示すように、フックキーパー 3 の穴 3 1 1 およびスリット 3 1 2 は、ハンドルアーム 2 2 2 の駆動軸に直交する短手方向の外側よりも外側にある。図 1 1 の例では、フックキーパー 3 は、ハンドルアーム 2 2 2 の外側に装着されているが、これに限らず、ハンドルアーム 2 2 2 の内側（リール本体 2 1 0 側）に装着されてもよい。

【 0 0 3 9 】

図 1 2 は、実施の形態 2 に係るフックキーパーにオフセットフックを係止した例を示す魚釣用リールの斜視図である。フックキーパー 3 にオフセットフック 4 を係止する場合、釣り糸 6 の先に装着されたオフセットフック 4 のシャンク 4 1 またはベンド 4 2 をスリット 3 1 2 に通し、ワームがハンドルアーム 2 2 2 に沿うように、穴 3 1 1 に係止する。スリット 3 1 2 は、シャンク 4 1 およびベンド 4 2 の太さよりも広い幅で形成されている。図 1 2 では、フックキーパー 3 にオフセットフック 4 を係止した例を示したが、シンカーや針先の出ている釣り針も係止することができる。

【 0 0 4 0 】

図 1 0 ~ 図 1 2 に記載のフックキーパー 3 の係止部 3 1 の穴 3 1 1 は、中心軸が駆動軸

10

20

30

40

50

の軸方向と平行に形成されているが、穴 3 1 1 の中心軸の方向は、これに限らず、穴 3 1 1 の中心軸が駆動軸の軸方向に対して垂直または斜めに形成されていてもよい。また、フックキーパー 3 の保持部 3 2 の形状は、リテーナーの形状に限らず、例えば円環形状で、ハンドル 2 2 0 のリール本体 2 1 0 側の装着部 2 2 1 に装着されてもよい。この場合も、フックキーパー 3 は、係止部 3 1 の穴 3 1 1 およびスリット 3 1 2 が、ハンドルアーム 2 2 2 の駆動軸に直交する短手方向の外面よりも外側に出るように装着される。さらに、フックキーパー 3 の保持部 3 2 が、係止部 3 1 を、保持部 3 2 に対して穴 3 1 1 の中心軸と交わる軸の周りに回転可能に支持してもよい。

【 0 0 4 1 】

実施の形態 3 .

図 1 3 は、本発明の実施の形態 3 に係るフックキーパーの斜視図である。実施の形態 3 では、フックキーパー 3 を魚釣用リールのハンドル把手に装着する。実施の形態 3 のフックキーパー 3 は、実施の形態 1 および 2 のフックキーパー 3 と、主に保持部 3 2 の形状が異なる。このため、保持部 3 2 は、ハンドル把手のフックキーパー 3 を装着する面の形状（略楕円形）に合わせて、係止部 3 1 の幅よりも広い長径の略楕円形の接合部 3 2 1 を有する。ハンドル把手のフックキーパー 3 を装着する面の形状は略楕円形に限らず、例えば、ハンドル把手のフックキーパー 3 を装着する面の形状が円形であれば、接合部 3 2 1 の形状を係止部 3 1 の幅よりも広い直径の円形にするとよい。

【 0 0 4 2 】

図 1 3 の例では、接合部 3 2 1 に、軽量化のための空洞 C が形成されているが、空洞 C はなくてもよい。また、保持部 3 2 は、係止部 3 1 を、保持部 3 2 に対して穴の中心軸と交わる軸の周りに回転可能に支持してもよい。

【 0 0 4 3 】

図 1 4 は、実施の形態 3 に係る魚釣用リールの斜視図である。実施の形態 3 の魚釣用リールはスピニングリール 1 0 0 であってもよいし、両軸受けリール 2 0 0 であってもよい。図 1 4 では、両軸受けリール 2 0 0 の例を示す。両軸受けリール 2 0 0 の構成は実施の形態 2 と同様である。ハンドル 2 2 0 は、駆動軸の一端に装着される装着部 2 2 1 と、装着部 2 2 1 から駆動軸に交わる方向に延びるハンドルアーム 2 2 2 と、ハンドルアーム 2 2 2 の先端部から駆動軸に平行な方向に延びる把手軸に回転可能に装着される一対のハンドル把手 2 2 3 a およびハンドル把手 2 2 3 b と、を有する（ハンドル把手 2 2 3 b は図示せず）。

【 0 0 4 4 】

図 1 4 の例では、フックキーパー 3 は、ハンドル把手 2 2 3 a に装着されているが、ハンドル把手 2 2 3 b に装着されてもよいし、ハンドル把手 2 2 3 a およびハンドル把手 2 2 3 b の両方に装着されてもよい。図 1 4 に示すように、フックキーパー 3 は、接合部 3 2 1 で、ハンドル把手 2 2 3 a の把手軸に直交する端面に装着される。接合部 3 2 1 を、ハンドル把手 2 2 3 a の把手軸に直交する端面の形状（略楕円形）に合わせた形状にすることで、接合強度が高くなる。

【 0 0 4 5 】

図 1 5 は、実施の形態 3 に係るフックキーパーにシンカーを係止した例を示す魚釣用リールの斜視図である。両軸受けリール 2 0 0 のハンドル把手 2 2 3 a に装着されたフックキーパー 3 にシンカー 5 を係止する場合、図 1 5 に示すように、釣り糸 6 をスリット 3 1 2 に通し、シンカー 5 を穴 3 1 1 に係止する。図 1 5 の例では、穴 3 1 1 の直径がシンカー 5 のアイ 5 1 の幅よりも広いので、アイ 5 1 のみが穴 3 1 1 の中に収容された状態で、シンカー 5 が係止される。図 1 5 では、フックキーパー 3 にシンカー 5 を係止した例を示したが、オフセットフックを含む釣り針も係止することができる。

【 0 0 4 6 】

実施の形態 3 のフックキーパー 3 を実施の形態 1 で説明したスピニングリール 1 0 0 のハンドル 1 2 0 のハンドル把手 1 2 3 に装着した場合、ハンドル把手 1 2 3 に装着したフックキーパー 3 に釣り針やシンカーを係止すると、ベール 1 5 1 が支持部 1 1 1 a 側にあ

10

20

30

40

50

る状態で止まっていたとしても、釣り糸 6 とベール 1 5 1 とが干渉しない。

【 0 0 4 7 】

上記の実施の形態では、フックキーパー 3 にオフセットフックを含む釣り針およびシンカーを係止する例について説明したが、フックキーパー 3 にはシャンクが短い釣り針が付いたルアーを係止することもできる。この場合、釣り糸をスリット 3 1 2 に通して穴 3 1 1 の中に押し込む。穴 3 1 1 は、ルアーの幅よりも狭い直径で形成されており、ルアーは、穴 3 1 1 の外に係止される。このとき、穴 3 1 1 の直径がルアーのアイの幅よりも広い場合は、ルアーのアイのみが穴 3 1 1 の中に収容される。

【 0 0 4 8 】

上記の実施の形態で示したフックキーパー 3 にオフセットフックを含む釣り針およびシンカーを係止する方法は例であり、どの方法で係止するかはユーザの任意である。

10

【 0 0 4 9 】

上記の実施の形態では、フックキーパー 3 の係止部 3 1 のスリット 3 1 2 は、釣り針のシャンクおよびベンドの太さよりも広い幅で形成されていると説明したが、フックキーパー 3 の係止部 3 1 が弾性部材で形成されており、スリット 3 1 2 に釣り針のシャンクおよびベンドを押し込むことで釣り針のシャンクおよびベンドがスリット 3 1 2 を通過可能な場合は、スリット 3 1 2 が釣り針のシャンクおよびベンドの太さ以下の幅で形成されていてもよい。

【 符号の説明 】

【 0 0 5 0 】

20

- 3 フックキーパー
- 4 オフセットフック
- 5 シンカー
- 6 釣り糸
- 3 1 係止部
- 3 2 保持部
- 4 1 シャンク
- 4 2 ベンド
- 5 1 アイ
- 1 0 0 スピニングリール
- 1 1 0 リール本体
- 1 1 1 a , 1 1 1 b 支持部
- 1 1 2 リールスタンド
- 1 2 0 ハンドル
- 1 2 1 装着部
- 1 2 2 ハンドルアーム
- 1 2 3 ハンドル把手
- 1 3 0 スプール
- 1 4 0 ロータ
- 1 5 0 ベールアーム
- 1 5 1 ベール
- 1 6 0 駆動軸
- 2 0 0 両軸受リール
- 2 1 0 リール本体
- 2 1 1 支持部
- 2 2 0 ハンドル
- 2 2 1 装着部
- 2 2 2 ハンドルアーム
- 2 2 3 a , 2 2 3 b ハンドル把手
- 2 3 0 スプール

30

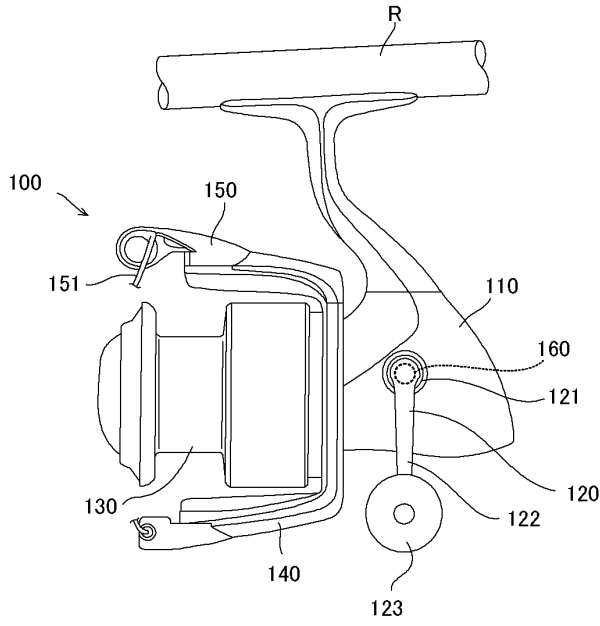
40

50

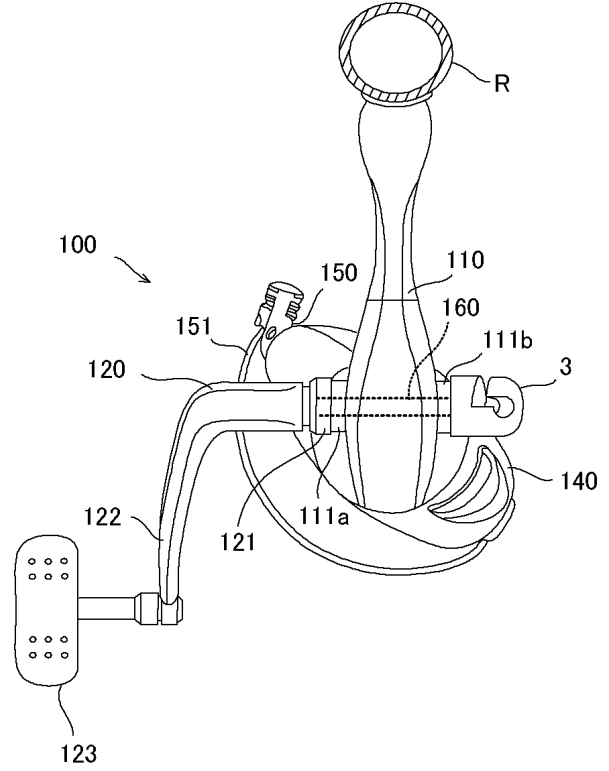
- 2 4 0 スタードラゲ
- 3 1 1 穴
- 3 1 2 スリット
- 3 2 1 接合部

【図面】

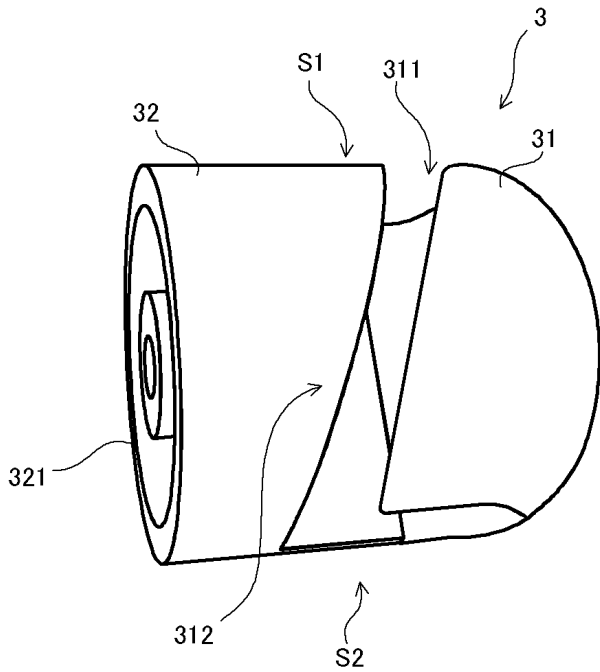
【図 1】



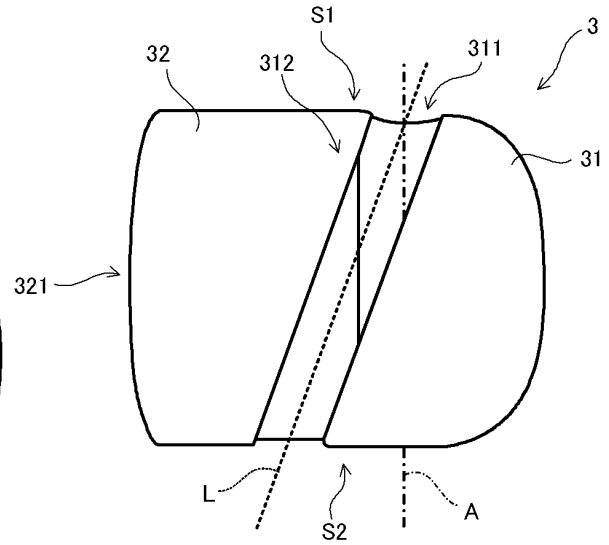
【図 2】



【図 3】



【図 4】



10

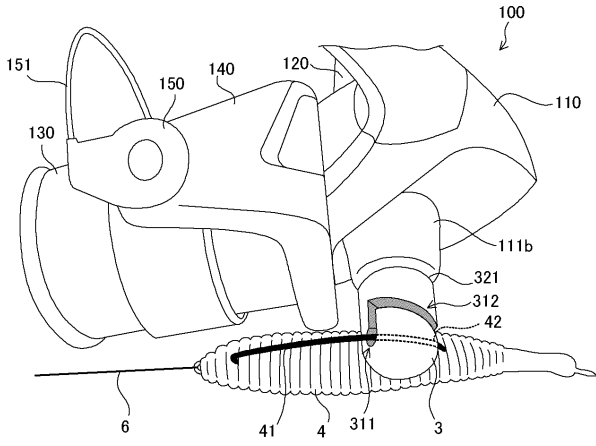
20

30

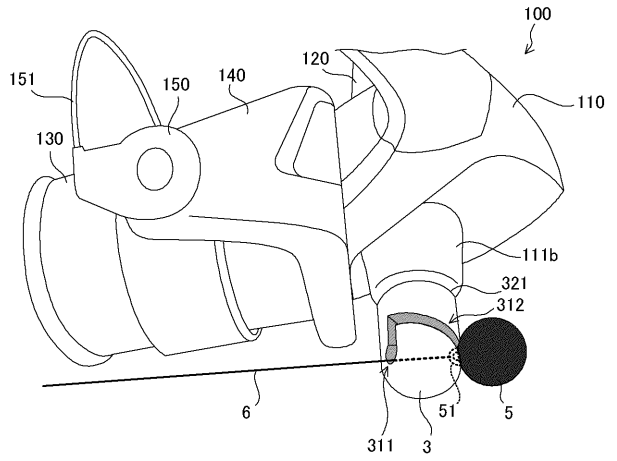
40

50

【図5】

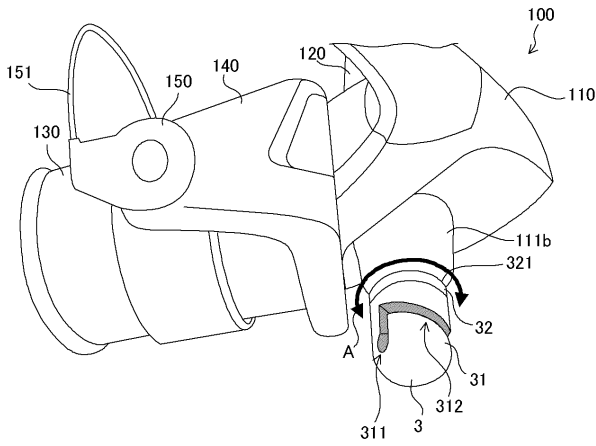


【図6】

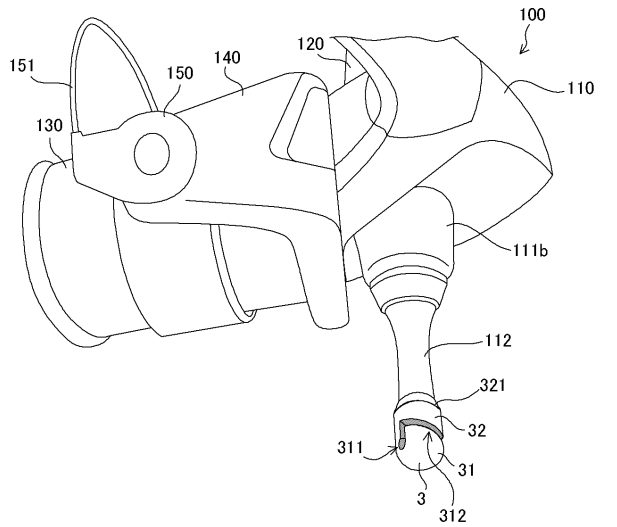


10

【図7】



【図8】



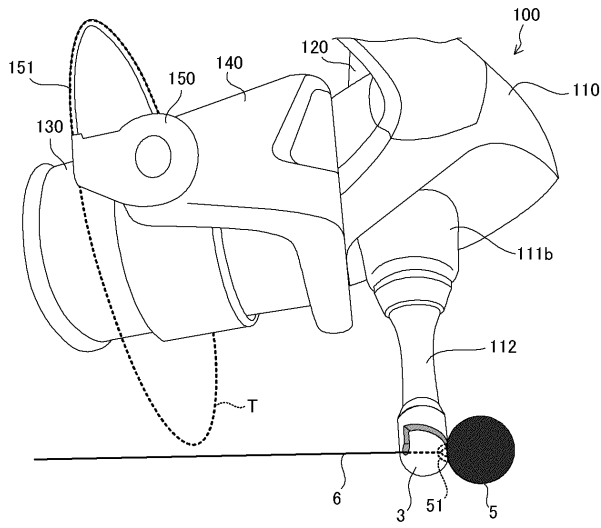
20

30

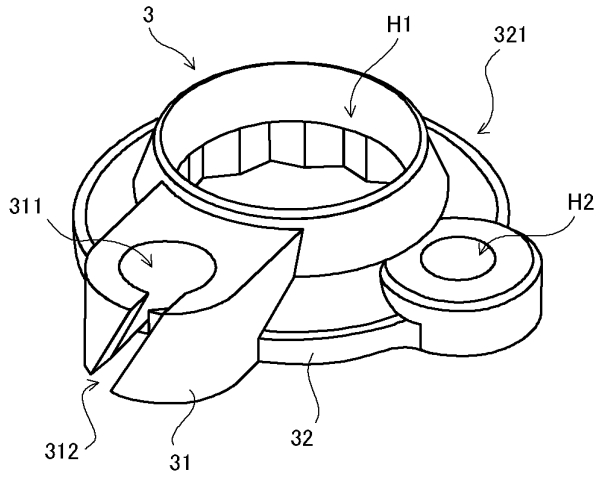
40

50

【 9 】

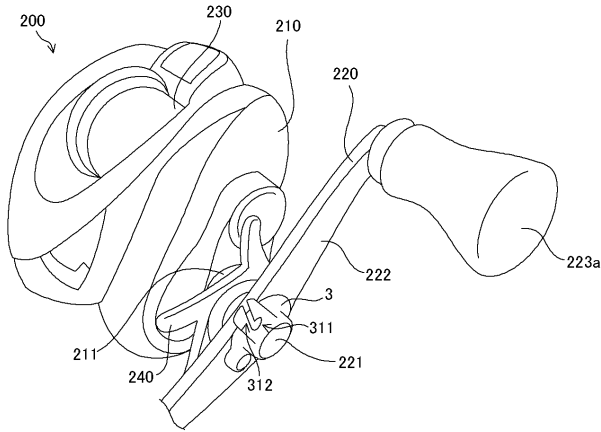


【 1 0 】

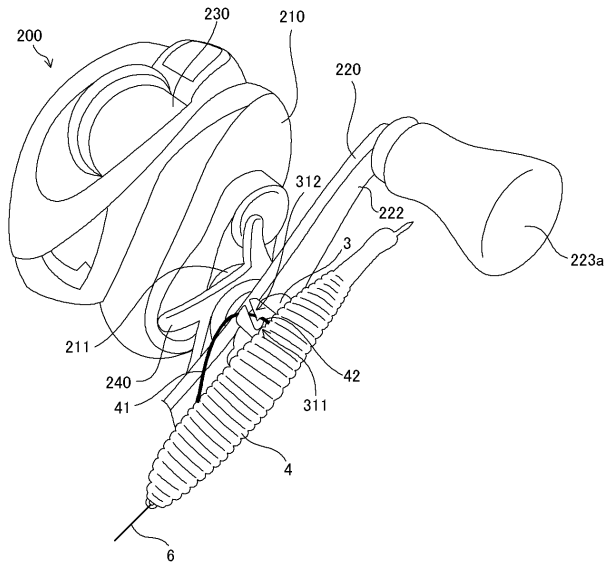


10

【 1 1 】



【 1 2 】



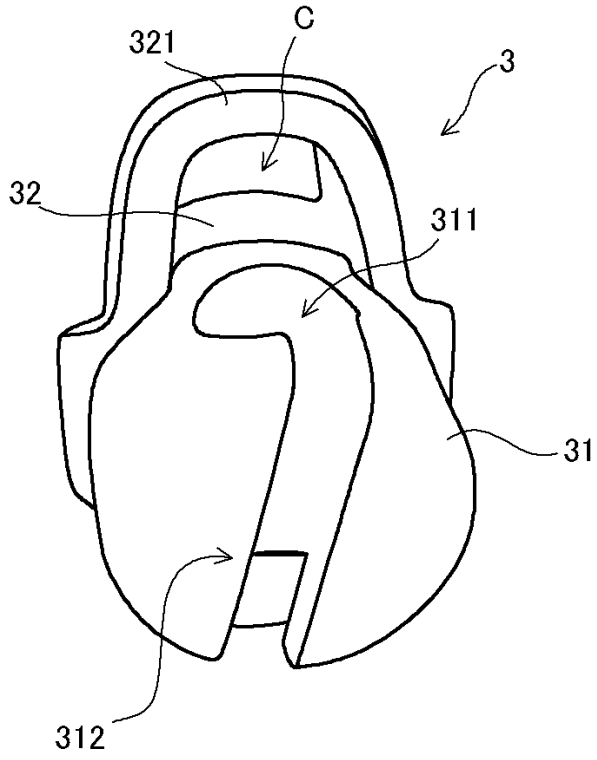
20

30

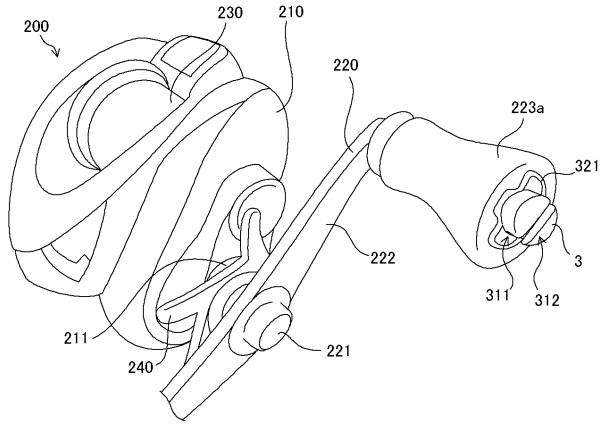
40

50

【 図 1 3 】



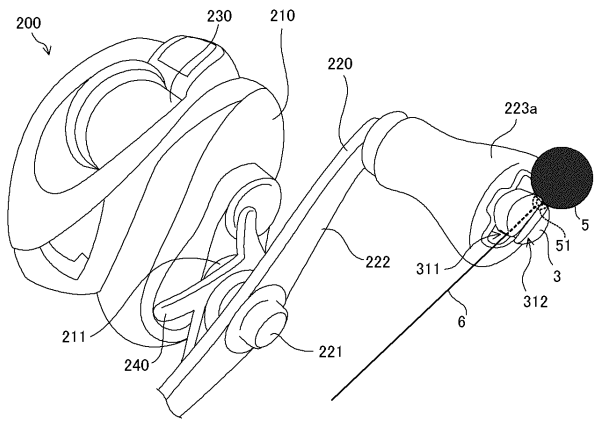
【 図 1 4 】



10

20

【 図 1 5 】



30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 韓国公開特許第10 - 2018 - 0040375 (KR, A)
登録実用新案第3216209 (JP, U)
米国特許出願公開第2015 / 0201600 (US, A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
A01K 89 / 01
A01K 89 / 015
A01K 97 / 06